

事前確認事項

5

申請時に必ず本書類をお持ちください。以下の記載内容について必ずご確認いただき、全ての口にチェックをしてください。

1	入所申込期間を確認してください(締切厳守)
<input type="checkbox"/>	① 締切厳守。申込期限を過ぎた場合は利用調整対象月は翌月となります。
<input type="checkbox"/>	② 令和5年1月・2月・3月入所同時申請の場合、令和4年10月21日～令和4年11月11日までが受付期間です。
<input type="checkbox"/>	③ 4月1次の入所申込を郵送で行う場合、締切日までに必着の書類のみ4月1次の入所申込とし、締切日を過ぎて書類が到達した場合、4月2次の入所申込となります。
2	希望園について確認してください
<input type="checkbox"/>	① 希望園はできるだけ施設を見学してください。
<input type="checkbox"/>	② アレルギー対応、宗教食の有無、ならし保育期間等については園ごとに対応が異なりますので確認してください。
<input type="checkbox"/>	③ 閉園時間は、園ごとに異なりますので確認してください。
<input type="checkbox"/>	④ 満1歳を迎えていない場合、18時以降の保育の利用ができない園がありますので確認してください。
<input type="checkbox"/>	⑤ できるだけ多く「通いたい園」「通える園」をご希望ください。希望園以外の園は利用調整対象外となります。
<input type="checkbox"/>	⑥ 第6希望以降の希望園については「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込書」の裏面に希望の園をご記入ください。希望順位は問いません。
<input type="checkbox"/>	⑦ 小規模保育事業所・和光駅前保育園・中央ひなた保育園・丸山台ひなた保育園・さいたま保育園・丸山台プライムスター保育園の受入年齢について確認してください。
<input type="checkbox"/>	⑧ 里仁育舎の給食は牛乳・卵・乳製品・肉・精白糖は使用していません。
3	保育料について確認してください
<input type="checkbox"/>	課税の有無を確認してください。 ※令和4年1月1日時点で和光市に住民票がない場合はマイナンバーをもとに照会をいたします。申請時に世帯員全員のマイナンバーが確認できる書類をご持参ください。ただし、令和5年4月1次の入所申請を郵送で行う場合、マイナンバーが確認できる書類の提出は不要です。
<input type="checkbox"/>	保護者以外の同居人の保育料算定について以下の内容を確認してください。 ※保護者の収入が103万円未満又は非課税の場合、同居の親族(直系血族及び兄弟姉妹に限る)の収入を確認し、最多収入・納税の方を「主たる生計維持者」と定め、その方の市町村民税所得割額を保護者に合算した額で、保育料を算定します)
4	保育の必要性はありますか
<input type="checkbox"/>	① 保護者それぞれに保育の必要性(就労・妊娠出産・疾病障害・介護・災害復旧・求職活動・就学・職業訓練・育児休業)のいずれかが認められなければなりません。それぞれ提出書類が異なります。
<input type="checkbox"/>	② 就労・就学等の最低基準は月48時間以上、かつ1日4時間、月12日以上就労・就学等です。
<input type="checkbox"/>	③ 保育施設に入所できた場合の勤務内容を記載してください。
<input type="checkbox"/>	④ 保護者に出産予定がある場合、出産予定表と母子健康手帳のコピーをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	⑤ 兄弟児・祖父母、その他同居している方がいる場合、以下をご確認ください。(住民票上でなく、実態として同居している場合を含む) ◆令和5年4月1日時点で18歳以上65歳未満の方がいる場合、保育の必要性の書類が必要(二世帯住宅の場合も含む) ◆二世帯住宅で、公共料金(電気・ガス・水道)が別生計の場合、直近の明細書の写しの添付が必要

5	利用調整について
<input type="checkbox"/>	① 利用調整は指数及び希望順位に従って選考を行い、申込状況を総合的に勘案し支給認定審査部会の合議において決定します。
<input type="checkbox"/>	② 利用調整の優先順位は和光市民⇒市外在住市内在勤者⇒市外在住市外在勤者となります。
6	その他
<input type="checkbox"/>	① 申込状況により、希望園に欠員がなく、入所できない場合があります。入所できなかった場合のことについてご検討ください。(認可外保育施設、一時保育事業、職場内保育施設、祖父母親族等)
<input type="checkbox"/>	② 兄弟児の同時申込の場合について希望の記載方法が複数あります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込書を確認してください。
<input type="checkbox"/>	③ 自営業の場合の添付書類が必要です。(直近の確定申告の写し、開業届の写し、営業許可証の写し、会社登記簿の写し、シフト表等就労の実態がわかる書類を添付)
<input type="checkbox"/>	④ 時短勤務を取得する予定がある方は、就労(予定)証明書の「育児短時間勤務取得」の欄に記載してもらってください。
<input type="checkbox"/>	⑤ 育児休業中の方は、入所月内に育児休業を取得している事業所へ復職が必要です。復職しない場合は退園となります。
<input type="checkbox"/>	⑥ 4月1次入所申込に係る「出産予定」の児童の申請について、令和5年2月3日以前にご出産された場合、入所決定後復職が必要となります。
<input type="checkbox"/>	⑦ 4月1次入所申込に係る「出産予定」の児童の兄弟の申請について、令和5年2月3日以前にご出産された場合、入所決定後復職又はその他保育を必要とする事由が必要となります。また、出産児童についても入所申込が必要となります。
<input type="checkbox"/>	⑧ 求職活動の申込では入所期間が最大2か月間です。
<input type="checkbox"/>	⑨ 入所開始月の休園は認められません。休園は年度で3か月間まで可能となります。休園中も保育料はかかります。
<input type="checkbox"/>	⑩ 他の保育施設と同時に在籍することはできません。
<input type="checkbox"/>	⑪ 就労証明書の内容と入所開始後の就労状況に差異が生じた場合、利用決定の取り消し、退園となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	⑫ 市外から和光市へ転入予定で申込をする場合、転入誓約書及び転入先住所がわかる書類(売買契約書・賃貸借契約書等)の提出が必要となります。転入先住所がわかる書類の提出がない場合は保育の必要性の基準の調整項目に該当するため減点となります。
7	最後に
<input type="checkbox"/>	① 申請書類は一式揃えてからの受理となります。不備書類がないよう確認の上お申し込みください。
<input type="checkbox"/>	② 4月1次入所申込については、休日開庁・夜間受付を行っています。(予約必要)
<input type="checkbox"/>	③ 受付場所を確認してください。
<input type="checkbox"/>	④ 受付は混雑が予想され、不備がある場合もあるため、期日・時間に余裕をもって提出してください。